

## 設置の趣旨等を記載した書類

### 目次

1	設置の趣旨及び必要性	… p.2
2	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	… p.5
3	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	… p.5
4	教育課程の編成の考え方及び特色	… p.6
5	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	… p.6
6	特定の課題についての研究成果の審査を行う場合	… p.8
7	基礎となる学部との関係	… p.10
8	入学者選抜の概要	… p.10
9	教育研究実施組織の編制の考え方及び特色	… p.11
10	研究の実施についての考え方，体制，取組	… p.12
11	施設・設備等の整備計画	… p.13
12	管理運営	… p.16
13	自己点検・評価	… p.17
14	認証評価	… p.18
15	情報の公表	… p.18
16	教育内容等の改善のための組織的な研修等	… p.19

## 1 設置の趣旨及び必要性

### (1) 本学大学院の沿革

本学の大学院は、昭和 39（1964）年にわが国の芸術系私立大学では初めてとなる美術研究科博士前期課程（修士課程）を開設し、平成 13（2001）年には美術研究科博士後期課程を設置して、以来創造性豊かな研究者、高度専門職業人、教育と研究の能力を兼ね備えた大学教員、知識基盤社会を多様に支える知的人材の育成に取り組んできた。

美術研究科博士前期課程（修士課程）は、絵画・彫刻・工芸・デザイン・芸術学・演劇舞踊の 1 研究科 6 専攻の編成とし、八王子キャンパス（東京都八王子市）および上野毛キャンパス（東京都世田谷区）において教育研究を行っている。学部からの一貫教育で、クラス制の色合いを濃くして担当教員によるマンツーマンの指導体制を基本とし、領域の専門性を深めることを目標としている。国際的な視野を具えた人材育成のため多くの外国人留学生を受け入れている。

### (2) 設置の趣旨及び必要性

本学は「自由と意力」を理念とし、大学院は「造形芸術全般について高度な学理技能及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」（大学院学則第 3 条）を目的としている。今回設置する統合デザイン専攻の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を、以下の通り定めている。

#### （ディプロマ・ポリシー）

美術研究科博士前期課程統合デザイン専攻では、統合デザイン学科における学士課程の教育方針を基盤とし、高度なデザインの専門性を伴った創造的な思考力と表現技術を備えた人材を育成することを目指します。

美術研究科としてのデザイン研究指導に加え、統合デザイン専攻では、デザインの具体化や創造活動の実践的なプロセスの修得を目指す為の教育プログラムや、知識や思考による創造性の開拓、思考技術の獲得の為の教育プログラムを設計し、思考・理論と実践の双方から統合された一貫性のあるデザインや創造の力の修得を実現します。高い専門性と広い視野、深く思考する力と多様な発想力、行動する力や経験を実践的、横断的、有機的に身に付け、それらの能力を活用し社会を豊かに美しく変革し、次世代のデザインの可能性を拓くような修士作品・論文等をつくり上げることができた学生に修士（芸術）の学位を授与します。

#### （カリキュラム・ポリシー）

美術研究科博士前期課程統合デザイン専攻では、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成する為、以下の方針に基づき教育課程（カリキュラム）を体系的、

有機的に編成・実施します。

「統合デザイン研究Ⅰ・Ⅱ」「研究指導Ⅰ・Ⅱ」では指導教員の指導の下、個々の学生自らが主体的に設定する研究課題に取り組めます。

「統合デザイン演習Ⅰ・Ⅱ」では指導教員主体の研究活動への参加や、指導教員と共に外部の企業や団体と社会的な課題に取り組めます。

また、「統合デザイン実習」では対話型実習やケーススタディを行い、多面的・多層的な批評する力の修得に取り組み、対象の本質を的確に把握する姿勢や力を養い、デザインに繋げる力、創造性の開拓、思考技術の獲得を目指します。

更に幅広い教養を身につける共通選択科目を履修することで、自主研究、社会実装、学術の面からデザインを修得し高度なデザイン人材の育成を行います。

学修の成果を評価するにあたっては、あらかじめ明示した成績評価基準にもとづき、厳格な成績評価を行います。さらに、教員個々の専門性を活かしたクロスレビューも実施し、多様な角度から評価の精度を高めていきます。

#### (アドミッション・ポリシー)

美術研究科博士前期課程統合デザイン専攻では、高度なデザインの専門性を伴った創造的思考力と表現技術を備えた人材を育成する為、国内外を問わず美術・芸術・工学・科学等の諸領域における学士相当以上の基礎力を有した人材、または実社会におけるデザイン実務経験者を求めます。基本的な語学力とコミュニケーション能力を有し、デザインという営みが有する生活や社会、環境に与える美しい力を信じ、実行出来る人材の入学を期待します。入学試験では、ポートフォリオ、面接、小論文、研究計画書、事前課題、提出書類等を総合して選考します。大学院2年間での「統合デザイン研究Ⅰ・Ⅱ」「研究指導Ⅰ・Ⅱ」、「統合デザイン演習Ⅰ・Ⅱ」の両軸の取り組みにより、専門的、統合的な高度な知識とアイデアを具現化する技術を磨き、既成の概念にとらわれない新鮮な発想力で、複雑化した様々な事象に対してデザインによる調和を求め、新しい未来を切り拓いていく人になることを期待しています。

統合デザイン専攻の設置は、従来のデザイン教育の枠を超え、現代社会が直面する複雑な課題に対し、統合的な視点から解決策を導き出せる高度なデザイン人材を育成することを目的としている。統合デザインの教育は、グラフィック、プロダクト、インターフェースといった、これまでの領域の区分を取り払い、デザインの諸領域を横断的に学ぶための場であり、デザインという美学をベースとし、調和のとれた社会を築く人材の育成を目指すものである。身体の延長としてのものや空間、その集合体としての環境、そして、それぞれをつなぎ合わせる媒介としてのシステムとコミュニケーション、映像や身体のインタラクション、それらが途切れることなく一貫性を持って統合されたデザ

インは、機能的で、美しく、生活や社会、産業をより豊かな方向に導く原動力となっていく。

近年、デザインの役割は造形や視覚的表現にとどまらず、企業戦略、社会システム、テクノロジー、環境問題など多様な領域と密接に関わるようになってきている。これは、こうした多様な領域で求められる新たな価値が、人々の感性、思考、行動など日々の生活に根差すものであり、人々の生活や環境を深く観察し、その豊かさや美しさを創り出すデザインの領域と密接にかかわるものだからと考えられる。これに伴い、デザイナーには異なる分野を横断し、俯瞰的な視点を持ちながら、複雑な要素を統合し、新たな価値を創出する力が求められている。しかし、従来の専門分野ごとに区分されたデザイン教育では、こうした多面的な課題に対応するための総合的な思考力や実践力を十分に涵養することが難しい現状がある。

こうした背景のもと、本専攻では上述した「統合デザイン」の教育の理念を基軸に、学部段階で培ったデザインの基礎的な知識と技術を発展させ、大学院ではより専門的かつ実践的な研究・プロジェクトを推進することで、産業界や公共領域において活躍できる高度なデザイン人材を養成することを目的としている。

本専攻は、従来「デザイン専攻統合デザイン研究領域」としてデザイン専攻に内包されていたが、新たなカリキュラムの導入により、専攻として独立する必要性が生じた。従来のデザイン専攻では、各研究領域が専門ごとに体系化されていたが、統合デザインの理念は、既存の専門領域を超えて横断的・統合的にデザインを探究する点に特徴がある。新カリキュラムでは、産学官連携プロジェクトや指導教員主導型の演習を中心とした実践的な学びを強化することで、統合デザインの教育をさらに進展させ、従来のデザイン教育とは異なる独自の教育体系を確立する。そのため、デザイン専攻に内包された1つの研究領域としてではなく、専攻として独立することで、より専門性を高め、独自の教育・研究環境を整えることが求められた。

また、国際的な視点も本専攻の重要な要素である。欧米では、デザイン教育において既にインターンシップや実践型カリキュラムが重視されており、学生が在学中に企業や研究機関と連携しながら経験を積むことが一般的となっている。本専攻では、これを踏まえ、産学官連携プロジェクト形式の「統合デザイン演習Ⅰ・Ⅱ」を設け、外部企業や団体、行政との連携による実践的なプロジェクトを導入し、デザインを社会実装するための力を養う教育を展開する。加えて、異なる専門領域の教員が協働し、学生が多角的な指導を受けられる体制を整えることで、従来のデザイン専攻にはない学際的なアプローチを可能とする。

現代社会において、デザインの対象は拡張し続けており、産業界からも従来のデザイン教育を超えた人材の育成が求められている。本専攻の設置は、こうした社会的要請に応え、次世代のデザイン人材を育成するための不可欠な取り組みである。

### (3) 収容定員の変更について

現在、美術研究科博士後期課程の収容定員は15名、美術研究科博士前期課程（修士課程）の収容定員は、絵画専攻は86名、彫刻専攻は20名、工芸専攻は18名、デザイン専攻は124名、芸術学専攻は10名、演劇舞踊専攻16名、合計274名である。

大学院の過去5年間の志願者及び入学者状況について、博士後期課程は毎年安定的に志願者数・入学者数を確保している状況である。博士前期課程（修士課程）においては、絵画専攻・デザイン専攻は安定的に志願者数・入学者数を確保している。彫刻専攻・工芸専攻・芸術専攻については1~2名、演劇舞踊専攻については数名の定員割れとなっている年度もあるが、前後の年度で入学者数を調整することにより、全体としては適正な収容定員となっていると判断できる。【資料1】多摩美術大学大学院美術研究科 志願者及び入学者状況（過去5年間）

このたび、博士前期課程（修士課程）デザイン専攻の収容定員を124名から108名に減員し、新たに設置する統合デザイン専攻の収容定員は16名として、収容定員の総数に変更はなく274名としたい。

## 2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

前述のとおり、本学の博士前期課程（修士課程）は、領域に応じた専攻を有する学部からの一貫教育である。それに対して、博士後期課程（博士課程）は、領域に捕われない美術創作研究と美術理論研究の確立を目標としており、美術専攻1専攻のみを設置している。そのため、統合デザイン専攻（修士課程）を修了した者は、既存の博士後期課程美術専攻での受け入れが可能となっており、新たな博士課程の設置は構想とはしていない。

## 3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本専攻の名称を「統合デザイン専攻」とする理由は、デザインを単なる造形や視覚的表現にとどめず、社会・経済・技術・文化など多様な要素を結びつけ、統合的な視点で課題を解決する人材を育成するためである。「統合」という言葉には、異なる分野を横断し、多角的な視点を持つ教育方針を反映させる意図が込められている。英訳の名称については、デザインの概念を広く捉え、国際的な教育水準に適合させるため「Major of Integrated Design」とする。「Integrated」は多領域を融合する特性を強調し、「Design」は単なるビジュアル表現に限らず、システムやプロセスの設計も含む概念として使用する。さらに、「Major」を用いることで学問領域としての明確な位置づけを示している。学位の名称は既設の専攻と同じく「修士（芸術）」とし、英訳名称を「Master of Fine Arts」とする。

#### 4 教育課程の編成の考え方及び特色

統合デザイン専攻の教育課程は、統合的なデザイン思考を備えた高度なデザイン人材を育成することを目的として編成されている。本専攻では、デザインを単なる表現技術として捉えるのではなく、社会課題の解決や未来の創造に向けた統合的な思考と実践の手段と位置づけている。そのため、従来の専門分野を縦割りで学ぶ形式ではなく、横断的・多面的にデザインを学ぶカリキュラムを構築している。

教育課程は、大きく分けて「統合デザイン研究」及び「研究指導」、「統合デザイン演習」、「統合デザイン実習」、「統合デザイン特論」の4つの柱で構成される。「統合デザイン研究」「研究指導」では、各自の専門領域を持ちながらも、他領域まで及ぶ多面的な視点を持った研究課題に取り組み、研究プロジェクトの実践を通じて、今後の変化する社会状況の中において自ら課題を発見し、答えのない問題に対して取り組んでいくための能力と姿勢を獲得する。「統合デザイン演習」では、産学官連携プロジェクトを通じて実社会のデザイン課題に取り組み、指導教員主導型の演習を取り入れることで、実践的な経験を積む。「統合デザイン実習」では、制度や社会システムや環境を含む生活を取り巻く全ての事象を統合デザインの対象と捉え、多面的・多層的な批評する力を養う。「統合デザイン特論」では、デザインを広範に捉え、理論的・歴史的な観点から学ぶことを目的としている。

これらの教育課程は、単なるデザインスキルの習得を超え、デザインの社会的役割を理解し、俯瞰的な視野を持つ人材を育成することを目的としている。特に、デザインが経済・技術・文化といった多様な要素と密接に関わる現代において、柔軟な発想力と批判的思考力を兼ね備えた人材の育成を目指している点が特徴である。

#### 5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

統合デザイン専攻の教育方法は、理論と実践の両面を重視し、プロジェクトベースの学習を基盤とした実践的なアプローチを採用している。授業は座学だけでなく、ワークショップ、フィールドワーク、産学官共同プロジェクトなどを組み合わせ、実社会の課題解決に向けた実践的な学びを提供する。

履修指導においては、学生が自身の研究テーマに沿った履修計画を立てられるように、指導教員と共に個別のカリキュラムを設計する。「統合デザイン研究」では、学生が自身のテーマを設定し、専門領域にとどまらず他領域とも連携しながら多面的な視点から研究を進める。また、「統合デザイン演習」では、実社会のデザイン課題に取り組み、指導教員や実務家のアドバイスを受けながら、デザインの実践力を高める。さらに、「統合デザイン実習」では、異なる分野の専門家との対話を通じて、デザインを多角的に捉える視点を養う。

修了要件としては、2年間で34単位を修得し、「統合デザイン研究Ⅰ・Ⅱ」「研究指導(統合デザイン)Ⅰ・Ⅱ」として「特定の課題についての研究の成果」または「修士論文」を提出することが求められる。また、「統合デザイン演習Ⅰ・Ⅱ」として、3つ以上の異なるプロジェクトに取り組み、それぞれのプロジェクトで合格することが必要である。さらに、各プロジェクトでは、異なる指導教員の下で学ぶ機会を設け、実践を通じて統合的なデザイン能力を身につけることが求められる。

このように、統合デザイン専攻の教育方法・履修指導・研究指導の仕組みは、学生の主体的な学びと実社会への応用を重視した設計となっており、修了要件も高度なデザイン人材の育成に対応したものとなっている。

専攻の必修科目として、主に作品制作にかかる指導が行われる「統合デザイン研究Ⅰ」「統合デザイン研究Ⅱ」、主に論文等への執筆にかかる指導が行われる「研究指導(統合デザイン)Ⅰ」「研究指導(統合デザイン)Ⅱ」を設置する。また、プロジェクトを通じてデザインの具体化と実装を学ぶ科目である「統合デザイン演習Ⅰ・Ⅱ」、デザインを社会や制度と統合的に捉え多角的な視点と批評的思考を育成する科目である「統合デザイン実習」を置き、実践的なスキルと創造的な問題解決力を養う。

共通選択科目(選択必修)は、統合デザインについて理論として深める「統合デザイン特論」に加え、「演劇舞踊特論」「劇場美術デザイン特論」の身体表現・演劇に関わる科目を取り入れ、領域の拡大を図る。また、全学生対象の「リサーチスキルズ」及び、留学生対象の「アカデミックジャパニーズⅠ」「アカデミックジャパニーズⅡ」の論文執筆の基礎を学ぶ科目を1年生要履修科目とした。幅広い知識を得るとともに、複眼的な視座から修士作品・修士論文等に臨めるように努めている。(【資料2】美術研究科博士前期課程統合デザイン専攻履修モデル)

入学から修了までの具体的なスケジュールは、添付資料のとおりである。(【資料3】美術研究科博士前期課程 修了までのスケジュール)

入学試験時において、研究テーマ・指導教員の志望、研究課題と研究計画の提出が求められる。この志望を踏まえて、入学後の指導体制が検討される。

1年次では「新生ガイダンス」を行い、カリキュラムや修了要件などの全般的な確認を行うと伴に、修士作品等の制作、修士論文等の執筆の進め方の指導を行う。4月上旬には、「論文執筆要項」の配布を行うと伴に、論文執筆上の注意事項等の指導を行う。

5月末までに、各人に「個人研究計画書」の提出を求めている。これについては、入学試験時に提出した研究計画を、より深めたものとなる。研究テーマ、研究目的、研究計画、研究方法の概略を図版等含めて求めている。

この「個人研究計画書」を基本として、「統合デザイン研究Ⅰ」において、修士作品等の指導が行われる。「研究指導(統合デザイン)Ⅰ」においては、修士論文等の指導が行われる。指導内容については、上記科目において、担当教員から進捗確認と評価コメントが付され、研究計画の評価・修正が行われていく。なお、担当教員は、主・副指導をおき、

透明性と厳格性を担保する。これらの指導の間、年2回の中間報告会が行われる。

1月には、1年次制作課題の提出と、研究レポートの提出を求めている。提出された制作課題については担当教員全員参加による中間審査が行われる。研究レポートに対しては、主・副指導による審査を行う。中間審査については、透明性と厳格性に重きを置いている。透明性については、担当教員全員参加により適正な評価を担保している。厳格性については、中間審査に不合格となった場合、1年次に留め置くこととしている。さらに、この審査結果を大学院委員会に付すことで、透明性と厳格性を二重に担保している。

2年次でも、1年次と同じ流れで指導と審査が進むことを基本としている。

成果の講評について、修士作品は「修了作品展」を開催し、一般に公開している。修士論文については、大学院研究室に資料室を設け、閲覧に供している。また、修士作品、修士論文の概要を掲載した「修了論文作品集」を作成し、各機関に送付する他、大学ホームページでも公開している。

修士論文の作成に関連する研究活動に関しては、演習科目として1年次は「研究指導Ⅰ」（3単位）、2年次は「研究指導Ⅱ」（3単位）として開設している。単位数は、1単位あたり30時間に相当する授業時間をもって設定し、自らの調査・研究に必要な創作活動の記録や調査資料の収集・保管整理などに必要な時間も考慮しており、妥当であると考えている。

また、研究の倫理審査体制については、大学院研究科長を研究倫理教育責任者として学生を含む広く研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を実施するなど、本学の研究活動における不正行為（具体的には、得られたデータの結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用及び研究費の不正使用）の事前防止、公正な研究活動の推進に努めている。（【資料4】学校法人多摩美術大学研究活動における不正行為の対応に関する規程）

## 6 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

本学が各専攻に課す「特定の課題についての研究の成果※1」または「修士論文※2」は次の通りとしている。

専攻等名		作 品	論 文
絵画・彫刻・工芸		修士作品※1	課題研究報告書
デザイン・統合デザイン・演劇舞踊	A 作品主	修士作品※1	課題研究報告書
	B 論文主	課題研究作品	修士論文※2
芸術学		—	修士論文※2

デザイン・統合デザイン・演劇舞踊専攻については、1年次の「研究計画書」提出時に「A. 作品主」、または「B. 論文主」の希望を申し出、指導計画に沿って、そのいずれかを決定する。

修士作品・論文等の考え方については、以下の通りとしている。

#### **[修士作品]**

修士課程の成果物の中心となるもの。修士作品のみで「修士（芸術）」に足る水準を求める。作品規定は、専攻等において定める。

#### **[課題研究作品]**

修士論文を実証するために作成する副次的な参考作品・資料となるもの。修士論文と関連のない作品等は認めない。

美術・デザイン作品の形態だけでなく、リサーチに基づく提案プラン、アイデアノート(スケッチ)、資料集(映像)、ソフトウェア等の形態によるものも認める。作品規定は定めないが、審査に耐えうる水準、体裁を求める。

#### **[修士論文]**

修士課程の成果物の中心となるもの。「学術論文」としての水準、体裁を有し、修士論文のみで「修士（芸術）」に足る水準を求める。論文規定は、別に定める。

#### **[課題研究報告書]**

修士作品における制作理論を論じた副次的なテキスト資料となるもの。修士作品と関連のない論考は認めない。

「学術論文」としての水準、体裁を有するものではなく、制作の思考を客体化して言葉にしたリサーチノート等も認める。基準文字数等は、別に定める。

なお、それぞれの審査基準は、添付資料の通りである。（【資料5】修士作品・論文等の審査基準）

担当教員との個人指導と大学院生全体のクロスレビューを通じて、初年度に設定した研究テーマの問いに対しての史的研究・方法・根拠へのリサーチが正しく十分に実現しているかの精査を行い、立案した研究計画が遂行され、研究・制作の実践の中で試作・試論が修了認定の基準を満たす成果物を制作することを目標とする。

学位の授与は、所定の研究指導を受け、必要な単位を修得し、「特定の課題についての研究の成果」または「修士論文」を提出し、審査に合格することによって、「修士（芸術）」の学位が授与される。学位審査は主指導・副指導を中心として複数の教員で行う。研究指導は指導計画を基本に必要な応じて成果発表を実施し、研究の進捗状況を報告することによって、学位の水準を維持しつつ、円滑な学位が授与できるよう配慮することとしている。

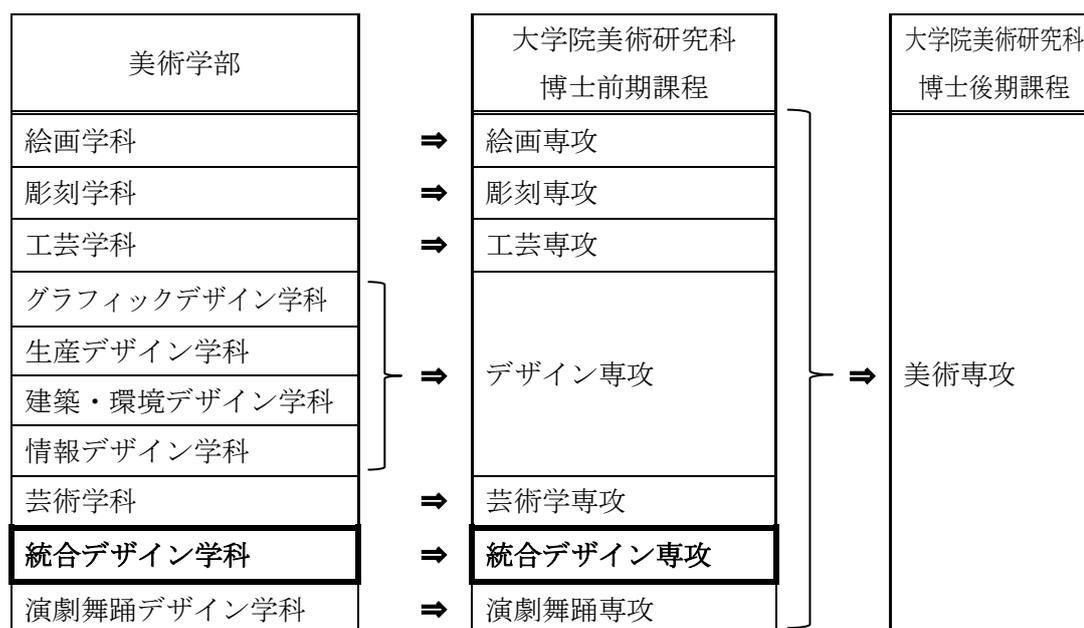
## 7 基礎となる学部との関係

前述のとおり、統合デザイン専攻は、統合デザイン学科を基盤として設置された大学院専攻であり、学部教育の延長線上にある高度なデザイン教育を提供することを目的としている。学部では、多様なデザイン領域を横断的に学び、デザインの本質を理解するための基礎教育が行われる一方、大学院ではより専門的かつ実践的なデザイン研究と応用を行う。

学部教育では、プロジェクト形式の授業が中心となっており、学生は実際のデザイン課題に取り組むことでデザインの基礎を学ぶ。これに対して大学院では、学部で培った知識と技術を発展させ、より高度なデザイン課題に挑戦する。特に、大学院では指導教員主導型の産学官共同プロジェクトや演習授業を通じて、社会との接点を強化し、実践の場でデザインを探究する機会が与えられる。

このように、統合デザイン専攻は学部教育を基盤としながらも、より高度で実践的なデザイン能力を育成する場として位置づけられている。

教育・研究組織上の関係は下図のとおり。



教育・研究指導上の関係図を添付する。（【資料6】基礎となる学部との教育・研究指導上の関係図）

## 8 入学者選抜の概要

本学の大学院は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、入学者の受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

を次のとおり定めている。

多摩美術大学大学院美術研究科博士前期課程（修士課程）は、そのような状況に柔軟に対応し、自身がもつ技術と理論と向き合い、時間をかけて深めていくとともに、外部の高度な知識と技術を積極的に取り入れ、芸術の新たな価値を創出していきます。自らの芸術表現を完成していくとともに、それを広く世界に開いていきます。

博士前期課程（修士課程）が求めているのは、芸術の創作者、研究者として自立し、なおかつその成果を広く社会に発信していくことができる人材です。

世界のさまざまな地域、さまざまな表現の分野から芸術を活性化し、芸術という概念を刷新してくれる皆さんを歓迎いたします。

そのため、博士前期課程（修士課程）の入学試験では、ジャンルを問わず、自立した芸術の創作者、研究者として活動する皆さんが、その表現や研究をさらに磨き上げ、幅広く深めていくための観察力と思考力、構想力と実行力、想像力と表現力における独創性を持っているかどうかを問われます。

大学を卒業した人、もしくはそれに準ずる資格を持った人であれば受験することが可能です。

博士前期課程の入学者選抜においては、美術・デザイン・芸術学の既得の知識・技能を、更に深め豊かにして、より高度の作品形成に結晶させることを目指しており、美術に対する考え方、大学卒業程度の学力をみるための「小論文」「面接」と、高度な専門分野の力をみるための「提出作品（論文）審査」を課しており、統合デザイン専攻においても同様の考え方で実施する計画である。

加えて統合デザイン専攻では、美術系大学出身者に限らず多様な背景を持つ志願者を対象とするため、小論文に加え、ポートフォリオや研究計画に関するプレゼンテーションVTR、事前課題等による一次選考を導入する。これにより、専門的な表現力だけでなく、実社会での経験や異分野の視点を活かした統合的なデザイン力を持つ人材の受け入れを可能とし、専攻の教育理念と高度人材育成の方針に沿った選抜を行う。

また、学外からの志願者に向け、自身の研究計画内容と教員の研究テーマの適合を知る機会の提供を目的として、事前面談の申込窓口を本学 Web サイトに設けており、適正に実施していく。

## 9 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

本学では、研究科を担当する教員は、学士課程から修士・博士課程までの教育を一貫して学部の専任教員が担当している。

本学の教員採用等については、学校教育法 92 条、大学院設置基準等の関係法令に基づき、「多摩美術大学教員任命規程」に教授、准教授、講師、助教、助手の資格が定められており、教員に求める能力・資質等を審査している。本学の教育には第一線で活躍する作家、専門職業人による教育は不可欠であり、その重要性に鑑み、積極的かつ継続的に社会人の受け入れを進めることを目標にしている。ファインアート系の学科等は第一線で活躍する作家、デザイン系の学科等は企業のデザイン部門の経験者や現役のデザイナー、理論研究系の学科等では美術館学芸員等の経験者を採用の基準に置いている。

統合デザイン専攻の教員組織は、単一の専門領域に偏らず、多分野の専門家が集結することで、横断的なデザイン教育を実現する体制となっている。本専攻では、デザイン実務の専門家のみならず、異なる分野の専門家を非常勤講師として任用することで、多角的な視点からデザインを学ぶことができる環境を整えている。

このように、統合デザイン専攻の教員組織は、学際的かつ実践的な教育を実現するための構成となっており、多様な背景を持つ教員が連携することで、より広範なデザイン教育を提供することが可能となっている。また、年齢構成についても特定の年齢層に偏ることなく教育研究水準の維持向上及び教育研究の円滑な実施が行えるよう配慮して、29 歳以下が 1 名、30～39 歳が 1 名、40～49 歳が 1 名、50～59 歳が 3 名、60～64 歳が 4 名、65～69 歳が 1 名となっている。（【資料 7】多摩美術大学教職員定年規程）

## 10 研究の実施についての考え方、体制、取組

研究指導体制としては、学生が所属する研究室ごとに主指導教員と副指導教員を配置し、複数の教員からの指導を受けられる仕組みを採用している。特に「統合デザイン研究」では、主指導教員に加えて副指導教員を設定し、さらに定期的に全指導教員によるクロスレビューを行うことで、多面的な視点から研究が進められるようにしている。この体制により、学生は一つの観点に縛られることなく、異なる領域の専門家からのフィードバックを受けることができる。

また、「統合デザイン演習 I・II」では、実社会と直接関わるプロジェクト型の教育を実施するため、産学官連携による実務家の登用を積極的に行っている。欧米の先進的なデザイン教育を参考にし、学生は在学中からプロフェッショナルの指導のもとで実務経験を積むことが可能になるような取り組みを行う。これにより、理論と実践の両面からデザインを学ぶことが可能となる。

併せて、研究活動における技術面での補助として、全学的に利用できる「工作センター」が活用できる。「工作センター」にはモックアップ制作等に活用できる工作機械が整備されており、技術職員による制作における技術支援を通じて、研究・制作の現場が円滑に機能する体制が整えられている。

以上のように、統合デザイン専攻では、研究の構想力と実装力、思考の柔軟性と精

度を兼ね備えた高度なデザイン人材を育成するために、教育と研究の両面から環境・体制を整備しており、理論と実践を横断する教育研究体制の構築を目指している。

## 11 施設・設備等の整備計画

### ア 校地、運動場の整備計画

本学は、八王子キャンパスと上野毛キャンパスを有している。八王子キャンパスは、多摩ニュータウンの最西部に位置しており、校地面積は152,900㎡であり、キャンパス内には多くの木々を配し、多摩丘陵の緑豊かな環境の再生にも取り組んでいる。上野毛キャンパスは、首都圏西部に連なる緑豊かな住宅地に接する教育に適した立地にあり、都心に近く交通の利便性も良く、校地面積は16,119㎡である。

校地、運動場については大学設置基準を十分に満たしており、既設の上野毛キャンパスを使用するため新たな整備計画はない。

### イ 校舎等施設の整備計画

八王子キャンパスの校舎面積は92,593㎡であり、上野毛キャンパスの校舎面積は23,059㎡（2026年開設時）であり、それぞれ学設置基準上必要な面積を十分満たしている。

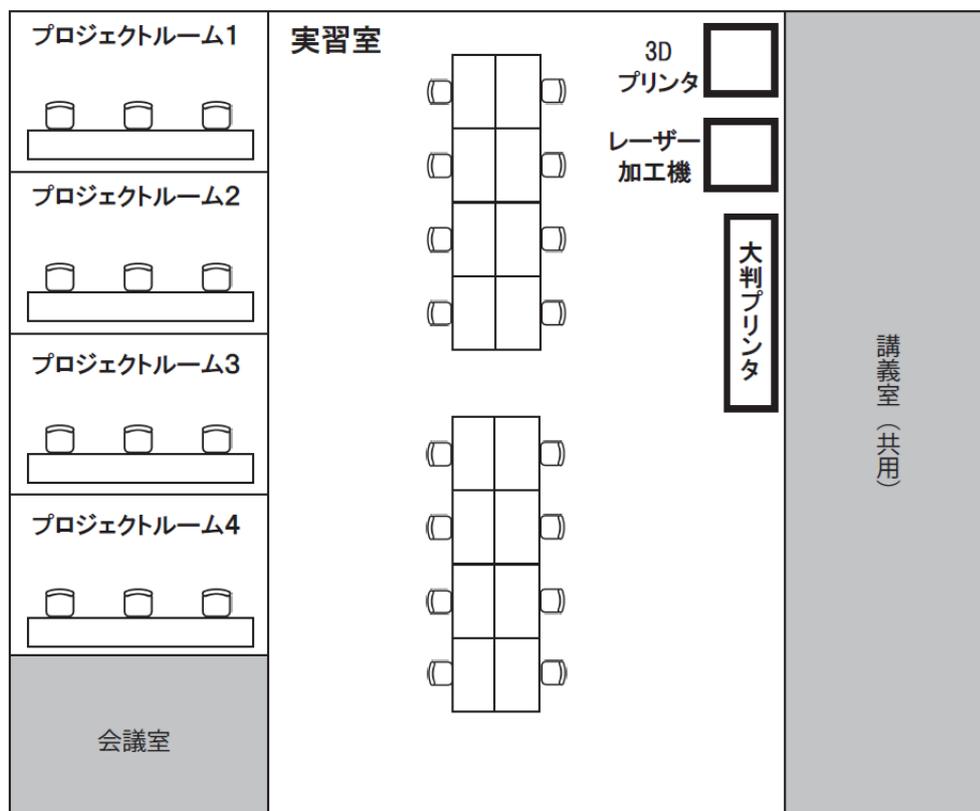
新たに設置する統合デザイン専攻は、上野毛キャンパスで教育研究を行う。上野毛キャンパスは、現在、美術学部の統合デザイン学科及び演劇舞踊デザイン学科、既存の大学院美術研究科デザイン専攻統合デザイン研究領域及び演劇舞踊専攻が使用している。講義室・演習室等で96室を有しており、2025年に本館を新築した。

統合デザイン学科及び専攻は、下の見取図の1号館（B）・2号館（C）の一部及び本館（A）の一部を実習室、コンピュータールームとして使用する。共用施設として、3号館（D）には、VTR編集室等を併設した映像スタジオや専門的な撮影が行える写真スタジオ、1号館には「工作センター」を設置している。本館（A）の2階、2号館（C）の2・3階・地下1階には講義室とAVルームが設置されており、共通の講義系科目の授業を主として行っている。

（【資料8】2026年度 大学院美術研究科 統合デザイン専攻 時間割）



本館 4階（大学院 統合デザイン専攻 専用実習室・プロジェクトルーム）平面図



#### ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学は、八王子キャンパスと上野毛キャンパスそれぞれに図書館を設置しており、学生教職員は両館の利用が可能である。八王子キャンパス図書館が本館機能を有しているが、上野毛キャンパス図書館が隷属する関係ではなく、上野毛キャンパスに設置された統合デザイン学科、演劇舞踊デザイン学科の学修に役立つように活動をしており、それぞれの館が特色のある資料の充実を図っている。両館とも美術、芸術分野に特化した専門図書館である。

八王子キャンパス図書館は、本学の理念を具体化する建物を標榜し、八王子キャンパス整備計画の集大成として2007（平成19）年に新築された。総延床面積は5,639㎡、開架スペースは約2,500㎡で約110千冊が開架されている。閲覧席は350席、そのうち視聴覚専用席に40席がある。そのほか、図書館資料を使ったゼミや学生のグループディスカッションのためのラボラトリー、成果発表等ができるアーケードギャラリーを備えている。

統合デザイン専攻を設置する上野毛キャンパス図書館は、総延床面積は1,348㎡、約40千冊の図書が開架されている。閲覧席は72席で、そのうち視聴覚専用席は5席ある。

館内の情報検索設備については検索用PCを八王子キャンパス図書館では10台、上野毛キャンパス図書館では3台設置している。これらのPCは契約DBへのアクセスも可能

である。また、自己所有の PC やスマートフォンから図書館 Web の OPAC に接続し資料を検索することが可能である。

八王子キャンパス図書館には、約 222 千冊の図書（うち洋書約 77 千冊）と約 2,500 種の雑誌（うち洋雑誌約 790 種）、上野毛キャンパス図書館には、約 84 千冊の図書（うち洋書約 18 千冊）と約 760 種の雑誌（うち洋雑誌約 490 種）、両館合計で約 306 千冊の図書（うち洋書約 95 千冊）と約 3,260 種の雑誌（うち洋雑誌 1,280 種）を所蔵している。

蔵書のうち美術、芸術、デザイン、建築等の関連図書が両館とも全体の 3 分の 2 程度を占め専門分野に特化した蔵書構成となっている。学術雑誌としては「国華」「The Burlington Magazine」等を備えている。

DVD、LD 等の映像資料の所蔵数は八王子キャンパス図書館で約 9,300 本、上野毛キャンパス図書館で約 3,000 本、両館合計で約 12,300 本となっている。所蔵のうち概ね 3 分の 1 は芸術関係が占めている。

デジタルデータベースとして、電子ジャーナルが収録された「JSTOR」や世界美術大事典「Grove Art Online」等の利用が可能となっている。

現在の図書館基本方針は 2006(平成 18)年 10 月に決定された。図書館情報センター長を中心とする図書館運営委員会で決定される資料収集の方針に基づき、資料収集と整備を行っている。美術大学の図書館としての特性上、美術関係図書に重点を置いた収集をしており、海外主要美術館の展覧会カタログの収集に力を入れている。一般書籍については、公共図書館などと協定を結び手薄にならないよう補完している。以上の基本方針に基づき、図書資料等の整備を行っている。

## 12 管理運営

本学の教学面における事項は、教授会を置き審議し決定している。大学院においては、教授会に代わり大学院委員会が置かれている。教授会の構成は第 2 条に、「教授並びに准教授及び専任の講師をもって組織する」としており、大学院委員会では、「学長及び本大学院の授業担当教授並びに学長の指名する者」としている。多摩美術大学大学院委員会規程第 3 条に定めるとおり、審議事項は以下のとおり規定している。また、開催頻度については第 4 条に、定例会議及び臨時会議とするとして、定例会議は休暇中を除き毎月 1 回開くとしており、定期的に行われている。

- ① 学生の入学、修了に関する事項
- ② 学位の授与に関する事項
- ③ 教育課程の編成に関する事項
- ④ 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- ⑤ 大学院学則によってその審議を大学院委員会によるべき教育研究に関する重要な事項

大学院委員会において議事進行は研究科長が行い、学長のサポートにあたっている。また教学と事務部門を繋ぐ教務部長については、事務管理職者の連絡会である部課長会議の出席を始め日常的に教学と事務部門の連携にあたっている。教務部長は、学部長・研究科長とともに、各種委員会等委員長の立場、又は各種委員会等への参加を通し、学長のサポートにあたっている。

大学院委員会のほか、取り扱い事項に応じて、教育充実検討委員会（自己点検・評価部会、教育向上部会）、学科長会議、大学院教務委員会、入学試験委員会、学生支援委員会、国際交流委員会、をはじめ各種委員会等を設けることにより、企画・立案、議決、執行の役割を明確にし、機動的な意思決定と執行を目標としている。

### 13 自己点検・評価

本学では、教育充実検討委員会に自己点検部会を置き、各部門の担当者を割り当て点検・評価にあたっている。従前、教育充実検討委員会の自己点検・評価部会において「多摩美術大学 1997-98-99（2000年度）」、「多摩美術大学 2000-2003（2004年度）」と自己点検・評価を行ってきた。平成 20（2008）年度の認証評価申請を機に、「総合的点検・評価」の階層を明確にした。平成 20 年度の認証評価申請から続く、本点検・評価方法は定着している。各部門の担当者による点検・評価を公式な見解とするにあたっては、理事長、学長、副学長、教務部長、学部長、研究科長の確認・修正を経る手続きを採っている。経営、教学の責任者の確認・修正を経ることにより、PLAN (P) に基づいた CHECK (C) が成されることを担保している。

次に、教育充実検討委員会に自己点検・評価部会及び教育向上部会を置き、点検・評価にあたっている。自己点検・評価部会では、毎年、「学生による授業リフレクション」、「教員相互の授業参観」を行い、FD 領域の点検・評価を行っている。「学生による授業リフレクション」は、学部・大学院の全授業で行うことを基本としている。アンケート結果は、授業担当教員へフィードバックするとともに、集計結果を学生及び教職員に公表している。「教員相互の授業参観」は、授業を公開する教員を募り、見学希望教員に公開するものである。この活動により、授業内容を見直し、好事例を共有する機会を提供し、授業の改善への取り組みを行っている。教育向上部会では、カリキュラムに係るその時々の検討課題を取り上げて、「基本的な考え」等の提言を行っている。これまで、ディプロマ・ポリシーの策定や教養教育の基本的考え方等の提言を行ってきた実績がある。

通常業務においても、上記の点検・評価に加え、主管部課・科等が自らの問題として捕らえ改善にあたることを重視している。この際、事務職員が行政機能を発揮して、各種委員会等、部課等を通じて改善にあたることが多い。各種委員会等では、委員会の構成に事務職員を加えることが多く、通常業務における改善に実効性を持たせるようにしている。

以上、点検・評価の目的に応じた階層を組み合わせ、これに応じた参加者と、その立場の明確化を行うシステムを採っている。

## 14 認証評価

平成20（2008）年度、平成27（2015）年度及び令和5（2022）年度には、公益財団法人 大学基準協会による認証評価を受審し、同協会の大学基準に「適合」していると認定された。結果については、冊子を作成し全国の大学、関係機関に送付するほか、本学ホームページ上に報告書の全文を公開している。継続して自己評価・点検活動を行っている。

## 15 情報の公表

本学は、広く社会に説明責任を果たすため、広報誌、ホームページ等を利用して、以下の情報を積極的に公開している。

（多摩美術大学ホームページアドレス：[http://www.tamabi.ac.jp/index\\_j.htm](http://www.tamabi.ac.jp/index_j.htm)）

ア 大学の研究上の目的に関すること

<http://www.tamabi.ac.jp/prof/disclosure/regulations.htm>

TOP > 多摩美術大学について > 教育情報の公表 > 教育方針・学則

イ 教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.tamabi.ac.jp/prof/disclosure/organization.htm>

TOP 多摩美術大学について > 教育情報の公表 > 組織・教員紹介・学生数 > 組織図

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<https://www.tamabi.ac.jp/about/organization/statistic/>

TOP > 多摩美術大学について > 大学組織 > 教員数・学生数 > 教員組織と教員数

<http://faculty.tamabi.ac.jp/>

TOP > 多摩美術大学について > 教育情報の公表 > 組織・教員紹介・学生数 > 教員業績  
公開サイト

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

<http://www.tamabi.ac.jp/prof/disclosure/admission.htm>

TOP > 多摩美術大学について > 教育情報の公表 > 教育方針・学則 > 美術学部三つのポリシー（アドミッション・ポリシー）

- <http://www.tamabi.ac.jp/prof/disclosure/admission-statistic.htm>  
TOP > 多摩美術大学について > 教育情報の公表 > 組織・教員紹介・学生数 > 収容定員と入学者・在学生数
- <http://www.tamabi.ac.jp/career/recruit/job.htm>  
TOP > キャリア支援・就職 > 卒業生の進路 > 主な就職先
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること  
<http://www.tamabi.ac.jp/prof/disclosure/curriculum-syllabus.htm>  
TOP > 多摩美術大学について > 教育情報の公表 > 教育方針・学則 > シラバス
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること  
<https://www.tamabi.ac.jp/about/disclosure/policies/>  
TOP > 多摩美術大学について > 教育情報の公表 > 教育方針・学則 > 美術学部 三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー）
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること  
<https://www.tamabi.ac.jp/about/facilities/>  
TOP > 多摩美術大学について > キャンパスと施設
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること  
<http://www.tamabi.ac.jp/admission/expense/index.htm>  
TOP > 入試・入学案内 > 学費
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること  
<https://www.tamabi.ac.jp/about/public-information/education/>  
TOP > 多摩美術大学について > 教育情報の公表 > 学生支援
- コ その他（設置計画履行状況等報告書、自己・点検評価報告書、認証評価の結果 等）  
<http://www.tamabi.ac.jp/accredit/juaa/>  
TOP > 多摩美術大学について > 情報公開 > 大学概要：大学評価結果ならびに認証評価結果について

## 16 教育内容等の改善のための組織的な研修等

職員の資質向上を図るため、学内、学外の研修を複線的に行っている。

学内研修については、外部講師を招いて職階別研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修等を行っている。

学外研修については、日本私立大学協会が実施する職種別の研修への参加を行っており、情報収集の場や実務面での参考として有効な手段となっている。

また、スタッフ・ディベロップメント（SD）への取り組みとして希望する各種公開講座の受講や部署を横断したプロジェクト活動も行っている。

## 資料目次

【資料 1】 多摩美術大学大学院美術研究科 志願者及び入学者状況（過去 5 年間）	・・・P.2
【資料 2】 美術研究科博士前期課程統合デザイン専攻 履修モデル	・・・P.3
【資料 3】 美術研究科博士前期課程 修了までのスケジュール	・・・P.4
【資料 4】 学校法人多摩美術大学研究活動における不正行為の対応に関する規程	・・・P.6
【資料 5】 修士作品・論文等の審査基準	・・・P.10
【資料 6】 基礎となる学部との教育・研究指導上の関係図	・・・P.11
【資料 7】 多摩美術大学教職員定年規程	・・・P.12
【資料 8】 2026 年度 大学院美術研究科 統合デザイン専攻 時間割	・・・P.14

【資料1】多摩美術大学大学院美術研究科 志願者及び入学者状況(過去5年間)

■美術研究科 博士後期課程

専攻		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
美術専攻	入学定員	5	5	5	5	5
	志願者	23	11	22	16	15
	入学者	5	4	5	5	7

■美術研究科 博士前期課程(修士課程)

課程・専攻		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
絵画専攻	入学定員	43	43	43	43	43
	志願者	132	113	130	189	166
	入学者	46	48	47	52	48
彫刻専攻	入学定員	10	10	10	10	10
	志願者	14	23	26	23	17
	入学者	8	12	11	9	9
工芸専攻	入学定員	9	9	9	9	9
	志願者	19	19	16	19	25
	入学者	8	14	8	9	8
デザイン専攻	入学定員	62	62	62	62	62
	志願者	537	408	564	515	446
	入学者	78	71	90	78	73
芸術学専攻	入学定員	5	5	5	5	5
	志願者	14	16	8	13	13
	入学者	2	5	3	5	5
演劇舞踊専攻	入学定員	8	8	8	8	8
	志願者	11	6	17	14	11
	入学者	3	1	10	10	4
合計	志願者	727	585	761	773	678
	入学者	145	151	169	163	147

## 【資料2】統合デザイン専攻 履修モデル

		専攻専門必修科目 (28単位)		共通選択科目 (6単位)		
統合デザイン専攻	M2 (8名)	研究 (修士作品・論文等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合デザイン研究Ⅱ (2通 / 6単位)</li> <li>・研究指導 (統合デザイン) Ⅱ (2通 / 3単位)</li> </ul> 火-5限以外の任意 ・ 統合専任教員 (全員)	多面的・多層的批評  ・ 統合デザイン実習 (1通 / 2単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合デザイン特論 (1通 / 4単位 / オープン科目)</li> <li>- 月曜日2限</li> <li>- オムニバス形式</li> <li>- 統合専任教員 (全員)</li> </ul>	
		実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合デザイン演習Ⅱ (2通 / 4単位)</li> </ul> 火-5限 ・ 統合専任教員 (全員)			
	M1 (8名)	研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合デザイン研究Ⅰ (1通 / 6単位)</li> <li>・ 研究指導 (統合デザイン) Ⅰ (1通 / 3単位)</li> </ul> 火-5限以外の任意 ・ 統合専任教員 (全員)			・ 専任 + 非常勤講師
		実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合デザイン演習Ⅰ (1通 / 4単位)</li> </ul> 火-5限 ・ 統合専任教員 (全員)			

### 研究

自主研究テーマ (入学時に学生と教員とのインタビューを実施。教員が具体的な取り組み方針を方向付ける)

### 実践

企業とのコラボレーションや教員が設定したテーマ (強力な教員のディレクションの下成果物を制作する)

長崎綱雄 (アンビエンスデザイン研究)  
 永井一史 (アートディレクション研究・ソーシャルデザイン研究)  
 中村勇吾 (インタラクションデザイン・コンピューショナルデザイン研究)  
 佐野研二郎 (アートディレクション研究・グラフィックデザイン研究)  
 柴田文江 (カタチと素材の研究)  
 佐々木千穂 (デザインリサーチ及び経験デザイン研究・インクルーシブデザイン研究)  
 野間田佑也 (ビジュアライゼーション研究)  
 菅俊一 (コグニティブデザイン研究)  
 荒牧悠 (ヴィジブルデザイン研究)  
 詫摩智朗 (UI / UX / CMFデザイン研究)

### ・授業のねらい

デザインとは世の中に存在する様々な事象における課題や問題を見極め、社会や生活の本質的な向上を目指す営みであり、局所的な対応ではなく、様々な領域が途切れることなく一貫性のある統合されたデザインが具体化されることが重要である。デザインに関わる領域のみならず、制度や社会システムや環境を含む生活を取り巻く全ての事象を統合デザインの対象と捉え、多角的・多層的な批評する力により対象の本質を的確に把握する姿勢や力を養い、創造的思考によりデザインの研究や実践に繋げる力を修得する。

### ・到達目標

様々な事例を交えた対話型演習やケーススタディを行い、研究や実践の力を支える基盤としての姿勢や論理的思考、創造性の獲得を目指す。

### 【資料3】美術研究科博士前期課程 修了までのスケジュール

修士作品・論文等は、次の指導計画により作成・執筆することを標準の計画とする。なお、専門領域の特性に鑑みた時期の変更、計画の追加を専攻等が加えることができる。

1年次		
5月末	個人研究計画書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの研究計画を「個人研究計画書」でまとめ、研究テーマ・研究の方向性を確認する。</li> <li>・デザイン・統合デザイン・演劇舞踊専攻においては「A. 作品主」、「B. 論文主」の希望を申し出る。</li> </ul>
5～6月	修士作品・論文等の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵画・彫刻・工芸制作研究Ⅰ・デザイン研究Ⅰ・統合デザイン研究Ⅰ・演劇舞踊研究Ⅰ劇場美術デザイン研究Ⅰ・修了研究Ⅰ、研究指導Ⅰを通じ、修士作品・論文等の指導を受ける。</li> </ul>
7月末迄	修士作品・論文等の中間報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専攻等の定める中間講評・報告会により、修士作品・論文等の中間報告を行う。</li> <li>・「個人研究計画書」に修正が必要かを確認する。</li> </ul>
		<p>[評価の観点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ・問いが適切であるか</li> <li>・2年間の研究計画に対し、課題を認識できているか</li> </ul>
9月	主・副指導教員の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告を受け、主・副指導教員を決定する。</li> <li>・デザイン・統合デザイン・演劇舞踊専攻においては「A. 作品主」、「B. 論文主」の決定も併せて行う。</li> </ul>
10～11月	修士作品・論文等の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵画・彫刻・工芸制作研究Ⅰ・デザイン研究Ⅰ・統合デザイン研究Ⅰ・演劇舞踊研究Ⅰ・劇場美術デザイン研究Ⅰ・修了研究Ⅰ、研究指導Ⅰを通じ、修士作品・論文等の指導を受ける。</li> </ul>
1月末迄	修士作品・論文等の中間報告 (A. 作品主/中間作品、B. 論文主・芸術学/中間論文の提出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専攻等の定める中間講評・報告会により、修士作品・論文等の中間報告を行う。</li> <li>・「個人研究計画書」に修正が必要かを確認する。</li> </ul>
		<p>[評価の観点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ・問いが定まっているか</li> <li>・テーマを実現する史的・研究・方法・根拠へのリサーチを実施しているか</li> </ul>
3月	進級判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告により1年次の水準を満たした者は、「絵画・彫刻・工芸制作研究Ⅰ・デザイン研究Ⅰ・統合デザイン研究Ⅰ・演劇舞踊研究Ⅰ・劇場美術デザイン研究Ⅰ・修了研究Ⅰ、研究指導Ⅰ」を合格とする。</li> <li>・統合デザイン専攻については、上記に加え「統合デザイン演習Ⅰ」も合格であった場合、進級とする。</li> </ul>
2年次		
5月末	個人研究計画書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年次での中間報告に評価に基づき、「個人研究計画書」でまとめ、より具体的な研究計画を作成する。</li> <li>・主・副指導教員と、研究計画の共有を行う。</li> </ul>
5～6月	修士作品・論文等の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵画・彫刻・工芸制作研究Ⅱ・デザイン研究Ⅱ・統合デザイン研究Ⅱ・演劇舞踊研究Ⅱ劇場美術デザイン研究Ⅱ・修了研究Ⅱ、研究指導Ⅱを通じ、修士作品・論文等の指導を受ける。</li> </ul>

7 月末迄	修士作品・論文等の中間報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専攻等の定める中間講評・報告会により、修士作品・論文等の中間報告を行う。</li> <li>・「個人研究計画書」に基づき、具体的な実現方法・スケジュールの確認をする。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>[評価の観点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ・問いの設定、史的研究・実現方法・根拠の researched が十分に行われているか</li> <li>・試作・試論が一定程度の形を成しているか</li> <li>・修士作品・論文等の提出までに実現可能であるか</li> </ul>
9～11 月	修士作品・論文等の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵画・彫刻・工芸制作研究Ⅱ・デザイン研究Ⅱ・統合デザイン研究Ⅱ・演劇舞踊研究Ⅱ・劇場美術デザイン研究Ⅱ・修了研究Ⅱ、研究指導Ⅱを通じ、修士作品・論文等の指導を受ける。</li> </ul>
1 月末迄	修士作品・論文等の審査 (定められた作品・論文等の提出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専攻等の定める提出期日に修士作品・論文等を提出し、学位審査を受ける。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>[評価の観点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修士作品・論文等の審査基準に基づく</li> </ul>
3 月	学位授与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修士作品・論文等の審査に合格した者は、絵画・彫刻・工芸制作研究Ⅱ・デザイン研究Ⅱ・統合デザイン研究Ⅱ・演劇舞踊研究Ⅱ・劇場美術デザイン研究Ⅱ・修了研究Ⅱ、研究指導Ⅱ)を合格とする。</li> <li>・統合デザイン専攻については、上記に加え「統合デザイン演習Ⅱ」も合格すること。</li> <li>・さらに所定の単位を修得した者には「修士(芸術)」の学位を授与する。</li> </ul>

## 【資料4】 学校法人多摩美術大学研究活動における不正行為の対応に関する規程

### （目的）

第1条 この規程は、文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、多摩美術大学における研究活動の不正行為への対応に関する事項を定め、公正な研究活動を推進し、学生を含む構成員の研究倫理の向上を目的とする。

### （用語の定義）

第2条 研究活動における不正行為とは、研究活動の本質を歪め、正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為であり、具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用、同じ研究成果の重複発表、論文等の著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ及び利益相反などの行為（以下、「不正行為」という。）及び研究費の不正使用をいう。

### （責任体制）

第3条 不正行為の事前防止、公正な研究活動の推進に係る責任体制として、「学校法人多摩美術大学公的研究費の管理及び監査に関する規程」第3条に定める各責任者のほか、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、大学院研究科長をもってこれに当てる。

### （研究倫理教育）

第3条の2 研究倫理教育責任者は、研究者（本学を本務としない者を含む。）、研究の支援に関わる者、及び学生（大学院生を含む。）を対象に、定期的に研究倫理教育を実施する。

2 研究倫理教育の対象者は、研究倫理教育を受講する義務を有する。

### （予備調査委員会）

第4条 理事長・学長は、次の各号に定める場合、あるいはそれ以外であっても必要に応じて、予備調査委員会を設置することができる。

一 「学校法人多摩美術大学公益通報に関する規程」に定める公益通報者及び外部の者から不正行為に関する通報があった場合

二 報道及びインターネットその他により不正行為の疑いが指摘された場合

2 予備調査委員会は、理事長・学長が指名する若干名をもって組織する。

3 予備調査委員会に、委員長を置く。委員長は、理事長・学長が指名する。

4 予備調査委員会は、通報等のあった案件の内容について疑義の合理性、第5条に定める調査委員会による調査の実施可能性等の調査を行い、調査結果を理事長・学長に報告する。

5 理事長・学長は、予備調査の結果をもとに、本格的な調査実施の可否を決定する。

6 前項の本調査実施の可否を決定するまでの期間の目安を、通報及び疑いの指摘等

があった日から 30 日以内とする。

- 7 理事長・学長は、本調査の実施にあたって通報者及び被通報者に対しその旨を通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に調査方針、調査対象及び方法等について報告、協議の上、実施決定の通知を行う。
- 8 理事長・学長は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。

(調査委員会)

第 5 条 理事長・学長は、本調査の実施にあたり、調査委員会を設置する。

- 2 理事長・学長は必要に応じて、調査対象者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。
- 3 調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、すべての調査委員は、調査の対象となる者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- 4 調査委員会を設置した場合は、調査委員の氏名及び所属を、速やかに通報者及び調査対象者に対し通知する。これに対し、通報者及び調査対象者は通知を受けた日から 10 日以内に異議申し立てをすることができる。
- 5 前項による異議申し立てがあった場合は、理事長・学長は内容を審査し、内容が妥当であると判断した時は、当該異議申し立てに係る調査委員を交代するとともに、その旨を通報者及び調査対象者に通知する。
- 6 実際に調査が開始されるまでの期間の目安を、本調査の実施決定から 30 日以内とする。
- 7 調査委員会は、不正行為の有無、不正の内容、不正に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額、管理責任者の責任等について調査し、認定する。
- 8 調査にあたっては、通報者及び調査対象者が了承した場合を除き、当該者の秘密を守り、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。
- 9 調査委員会は、調査対象者に説明または弁明の機会をあたえなければならない。
- 10 調査委員会は、調査開始後 120 日以内を目安として調査内容をまとめ、理事長・学長に報告する。

(調査委員会の構成)

第 6 条 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 研究倫理教育責任者
- 二 学部長
- 三 教務部事務部長
- 四 総務部長
- 五 理事長・学長の指名する外部有識者（調査委員会を構成する者の半数以上）
- 六 その他、理事長・学長が必要と認めた者

- 2 調査委員会に、委員長を置く。委員長は、委員の中から理事長・学長が指名する。
- 3 調査委員長は必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。

(調査結果の通知及び報告)

第 7 条 理事長・学長は、調査結果を速やかに通報者及び調査対象者に通知する。

- 2 前項に加えて、理事長・学長は、調査委員会の報告を受けた日から 30 日以内（通報等があった日から 210 日以内）に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書とその事案に関わる配分機関等及び文部科学省に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等及び文部科学省に提出する。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関及び文部科学省に報告する。
- 4 配分機関及び文部科学省の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関及び文部科学省に提出する。
- 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事実に関わる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(不服申立て)

第 8 条 調査対象者のうち、不正行為があったと認定された者は、14 日以内に、理事長・学長に不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 前項の不服申し立てがあった場合は、通報者、またその事案に関わる配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。
- 4 不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、理事長・学長は、調査委員の交代若しくは追加、または調査委員会に代えて、他の者に審査をさせることができる。
- 5 理事長・学長は審査の結果、不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときは、通報者、不服申立てを行った者、またその事案に関わる配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 6 不服申立てについて再調査を行う旨決定した場合には、50 日を目安として、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を理事長・学長に報告する。
- 7 理事長・学長は前項の当該結果を、通報者、不服申立てを行った者、またその事案に関わる配分機関等及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第 9 条 理事長・学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項により公表する内容は、不正行為に関与した者の氏名、所属及び不正の内容並びに本学が公表までに行った措置の内容、調査委員会の委員の氏名、所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。
- 3 理事長・学長は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合など、公表することが適当と思われる場合には、公表することができる。

(不正行為への対応)

第 10 条 理事長・学長は、不正行為が行われたと認定された場合は、就業規則、学則等に照らし必要な措置を講じるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

(事務所管)

第 11 条 調査委員会等に関する事務は、教務部研究支援課が所管する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 【資料5】修士作品・論文等の審査基準

### 〔修士作品・論文等の審査基準〕

修士作品・論文等は、主指導教員・副指導教員に加え、当該専攻等の大学院担当専任教員の合評による審査を行う。

審査においては、次の評価項目を合格に足る最低基準とする。なお、専門領域の特性に鑑みた評価項目を、専攻等が加えることができる。

#### 《修士作品》

- ・専攻等が定める形式・点数に則っていること
- ・著作権等の研究倫理に抵触していないこと
- ・「課題研究報告書」で論述されたテーマが反映されていること
- ・専攻等の専門技能・知識が、学士課程レベルより深く掘り下げられ、「観察力と思考力」・「構想力と実行力」・「想像力と表現力」が身につけられていること
- ・広く社会に発信するに耐え得るものであること
- ・表現にオリジナリティーを有していること。
- ・表現に「史的研究」と「新しい萌芽」を有していること

#### 《課題研究作品》

- ・「修士論文」の試論が実証されるに足る、具体的な形を有していること
- ・「修士論文」の参考資料として相応しい内容、体裁を有していること

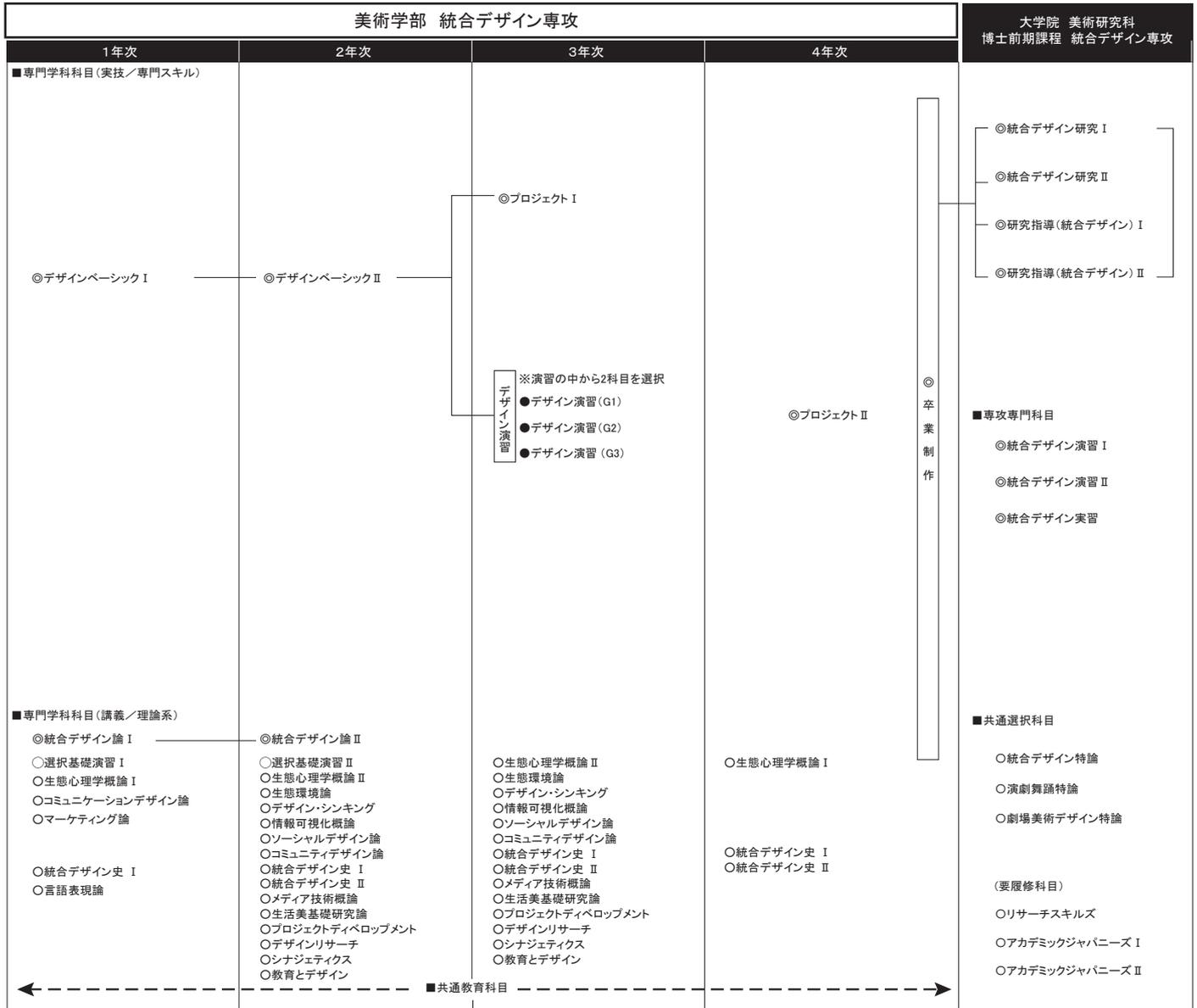
#### 《修士論文》

- ・提出規定に定める形式を有していること
- ・学術論文の語彙・書式・体裁・文法・論理構成を有していること
- ・著作権等の研究倫理に抵触していないこと
- ・テーマに関して、先行研究・適切な問い・客観的な根拠・緻密な考察・飛躍のない結論が十分に述べられていること
- ・専攻等の専門技能・知識が、学士課程レベルより深く掘り下げられ、「観察力と思考力」・「構想力と実行力」・「想像力と表現力」が身につけられていること
- ・「課題研究作品」での実証が、結論に反映されていること
- ・広く社会に発信するに耐え得るものであること
- ・理論にオリジナリティーを有していること。
- ・理論に「史的研究」と「新しい萌芽」を有していること

#### 《課題研究報告書》

- ・提出規定に定める形式を有していること
- ・著作権等の研究倫理に抵触していないこと
- ・「修士作品」における試みが、客観的な言葉で述べられていること
- ・「修士作品」の参考資料として相応しい内容を有していること

■【資料6】基礎となる学部との教育・研究指導上の関係図



\*◎=必修科目、●=選択必修科目、○=選択科目

【資料 7】 多摩美術大学教職員定年規程

(定年)

第 1 条 学校法人多摩美術大学に勤務する専任教職員の定年は次の通りとする。

区 分	定 年
教 員	67 才
職 員	63 才

- 2 前項の定めにかかわらず、職員については平成 11 年 3 月 31 日から引続き在籍する場合は 65 才とし、教員については平成 14 年 3 月 31 日から引続き在籍する場合は 70 才とする。

(退職・再雇用)

第 2 条 定年による退職は、定年に達した日の属する年度の末日とする。

- 2 職員については、本人が希望した場合は、学校法人多摩美術大学再雇用規程に基づき 65 才に達した日の属する年度の末日まで嘱託職員として再雇用する。

第 3 条 (削 除)

附 則

この規則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 条の規程にかかわらず、初年度限り 2 年間停年を延ばすことができる。

附 則

この規則は、昭和 50 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条の削除に伴い、昭和 39 年 4 月 1 日施行の停年規則第 3 条に基く委員会規程は廃止する。

3 経過措置

第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日の満年齢により次のとおり経過措置する。

68 才～65 才	定年年令	68 才
64 才～62 才	〃	67 才
61 才～59 才	〃	66 才

附 則

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年 4 月 1 日施行の附則第 3 項の経過措置については職員のみ適用するものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

【資料8】 2026年度 大学院美術研究科 統合デザイン専攻 時間割

曜日	月					火					水				
	学年	開講区分	科目名	教員	教室	学年	開講区分	科目名	教員	教室	学年	開講区分	科目名	教員	教室
1時限 (08:50 ～ 10:20)						1	通年	統合デザイン研究Ⅰ	統合デザイン専攻教員	本館4階 大学院実習室	1	通年	リサーチスキルズG(留学生)	高梨 美穂	本館4階 講義室
2時限 (10:30 ～ 12:00)	1・2	通年	統合デザイン特論	統合デザイン専攻教員	本館4階 講義室	1	通年	統合デザイン研究Ⅰ	統合デザイン専攻教員	本館4階 大学院実習室					
3時限 (13:10 ～ 14:40)	1	前期	劇場美術デザイン特論	加納 豊美, 金井 勇一郎, 大平 智己	B棟 B-105	2	通年	統合デザイン研究Ⅱ	統合デザイン専攻教員	本館4階 大学院実習室					
4時限 (14:50 ～ 16:20)	1	前期 後期	アカデミックジャパニーズⅠD アカデミックジャパニーズⅡD	竹内 直也 竹内 直也	本館4階 講義室 本館4階 講義室	2	通年	統合デザイン研究Ⅱ	統合デザイン専攻教員	本館4階 大学院実習室	前期 後期	アカデミックジャパニーズⅠD アカデミックジャパニーズⅡD	竹内 直也 竹内 直也	本館4階 講義室 本館4階 講義室	
5時限 (16:30 ～ 18:00)						1 2	通年 通年	統合デザイン演習Ⅰ 統合デザイン演習Ⅱ	統合デザイン専攻教員 統合デザイン専攻教員	本館4階プロジェクトルーム 本館4階プロジェクトルーム					

曜日	木					金					土				
	学年	開講区分	科目名	教員	教室	学年	開講区分	科目名	教員	教室	学年	開講区分	科目名	教員	教室
1時限 (08:50 ～ 10:20)						1	通年	研究指導(統合デザイン)Ⅰ	統合デザイン専攻教員	本館4階 大学院実習室					
2時限 (10:30 ～ 12:00)						1	通年	研究指導(統合デザイン)Ⅰ	統合デザイン専攻教員	本館4階 大学院実習室					
3時限 (13:10 ～ 14:40)	1・2	前期	演劇舞踊特論	土屋 康範, 森山 直人	本館4階 講義室	2	通年	研究指導(統合デザイン)Ⅱ	統合デザイン専攻教員	本館4階 大学院実習室					
4時限 (14:50 ～ 16:20)	1	通年	統合デザイン実習	統合デザイン専攻教員	本館4階 大学院実習室	2	通年	研究指導(統合デザイン)Ⅱ	統合デザイン専攻教員	本館4階 大学院実習室					
5時限 (16:30 ～ 18:00)	1	通年	統合デザイン実習	統合デザイン専攻教員	本館4階 大学院実習室										